

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

対馬市

2 地域再生計画の名称

対馬交流人口拡大事業支援プログラム

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成１６年度～平成１８年度

4 地域再生計画の意義及び目標

（１）対馬市においては、高卒者の島外への就職による流出が人口の減少に大きく影響している。人口は、平成７年４月１日４３，５１３人、平成１２年４月１日４１，２３０人、平成１６年４月１日４０，３９６人と推移しており、減少数は近年縮小傾向にあるものの、本年３月から４月の１ヶ月の減少数が約５００人であるように、減少の主な要因が雇用の場を求める若年者層の島外流出であるという状況は相変わらず改善されていない。また、対馬市就業人口の推移を見ると、周囲を海に囲まれ島全体の８９％が山林である状況からは一次産業に占める水産業従事者の割合は高く平成１２年の国勢調査によると、８２．６％の高率を示しているが、主要産業であるこの水産業については、長引くイカー一本釣りの不振や大手真珠養殖業者の相次ぐ撤退等により凋落の一途をたどっており、島民の生活そのものに大きな影を落としているというのが現状である。

こうした中、観光においては、古来より大陸との往来の拠点として重要な位置づけであった歴史、美しい海洋に囲まれツシマヤマネコの生息地といった豊かな自然環境、さらにはシルクロードの通過点として様々な外国との交流により培われた文化を活用して、島内外あるいは隣国韓国との交流の中から生まれてきたイベントへの集客の努力等により、観光客が増加傾向にあることを今後の地域再生にむけた突破口としてさらに推進することが必要である。

（２）これらの実情を踏まえ、国が進める構造改革特別区域計画において、韓国人観光客の受け入れを更に進めて交流人口の拡大を促し、観光産業においては地域の活性化による新たな雇用の創出により、若者の島外への流出に歯止めを掛けるこ

とを期待して「短期滞在査証の発給手続の簡素化」の認定を受けている。

また、長崎県立対馬高等学校に設置される「離島留学制度（離島文化交流コース）」での韓国語の習得カリキュラムの拡大充実を計り、韓国語や韓国文化に精通した人材を生み出し韓国人旅行者への接客や文化的な架け橋と成り得る人材の供給の源と成ること、更には離島留学制度に入学を希望する国内からの移住や交流が進むこと等を期待して「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の認定を受けているところである。

（３）特区の認定により、修学旅行時の住民登録証明書及び観光旅行社主催の団体観光客の在職証明書等の書類が簡素化されたことなどから、韓国人観光客の増大が図られ、日々韓国人観光客を目にする状況になったことは大きな変化であると考えられ、特筆すべきは、韓国の旅行社の仕掛けで３月末に韓国釜山市の釜山外国語大学の学生１，５００人程が入学オリエンテーションに１００～２００人に分かれて１０日間対馬を訪れたところであり、これらの交流活動をますます進めていくなかで、対馬市としては、高校生や大学生を対象とした戦略的な受け入れを推進する価値があるものと考えている。

（４）そこで、特区で促進された国際交流をさらに拡充することを目指し、地域再生の支援措置を活用して下記のような取組を行うものである。

新観光商品の開発

体験型観光メニューの創設にあたり、メニュー開発や、必要となるインストラクターの育成などの実施に向けた仕掛け作りを行うとともに、対外的な情報発信を行う必要から、ノウハウを有した地域再生マネージャーを招致し、外部からの意見を取り入れる。

人材の育成

国際感覚や実践力に優れた人材を育成するため、島内小中学校の長期休暇期間中に韓国（釜山外国語大学学生など）の大学生を外国語講師として招致し、国際文化交流に係る講義を実施することを検討する。

現在、対馬市では３人の韓国人国際交流員によるＣＡＴＶを使っの韓国語講座や公民館講座等での韓国語、韓国文化講座を実施したり、学校訪問による小、中学生とのふれあい交流を実施しているが、さらに実効をあげるためにもこれらを組み合わせることで、交流人口の拡大に対応できる人材の育成を目指すものである。

受入れ体制の整備

道路、河川、公園、交通機関、観光施設等に設置されている案内標識等を景観に配慮した形で統一的に整備することで、韓国人旅行者等の利便性の向上を図り、観光客の誘致のさらなる進展を目指す。

「しまのブランド確立協議会」を設置することによる推進体制の構築

下記 7 (1) 参照
 情報発信体制の整備
 下記 7 (2) 参照

これらの事業を推進することにより、対馬市の新市建設計画に沿ったアジアに発信する歴史海道都市にふさわしい地域づくりとして自然、歴史、人を総体的にネットワーク化し、新しい産業の創造と、交流人口の拡大へとつなげ、雇用を創出して地域の再生を実現させることができる。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

当該計画を推進することにより、韓国人観光客入り込み数の大幅な伸びが期待できる。

韓国人旅行者の推移・目標値（単位；人）

	平成 1 3 年	平成 1 7 年	平成 2 0 年	平成 2 2 年
入り込み客数	8 , 3 2 0	1 2 , 4 8 0	1 4 , 8 3 4	1 6 , 6 4 0
対平成 1 3 年比	1 0 0 . 0	1 5 0 . 0	1 7 8 . 0	2 0 0 . 0

平成 1 3 年度を 1 0 0 として目標をたてた。

韓国人旅行者の消費額推計（単位；百万円）

	平成 1 3 年	平成 1 7 年	平成 2 0 年	平成 2 2 年
宿 泊 施 設	1 9 4	2 9 1	3 4 6	3 8 8
宿泊施設以外	1 1	1 7	1 9	2 2
計	2 0 5	3 0 8	3 6 5	4 1 0

平成 1 3 年度を 1 0 0 として目標をたてた。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

番 号	支 援 措 置 の 名 称
-----	---------------

2 0 4 0 0 5	地域再生マネージャー制度の導入等
2 0 5 0 0 1	学校の夏期休業等活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与
2 3 0 0 0 7	案内標識に関するガイドラインの策定

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 「しまのブランド確立協議会」を設置することによる推進体制の構築

対馬市を中心として、農協、森林組合、漁協、商工会、観光物産協会、交通関連会社（バス、タクシー等）、NPO等を委員とした協議会を設置し、県の支援を受け、一致結束した形で再生計画の確立と、個別具体の事業の実現に向けた取り組みを強力に推進する。

協議会においては、受入れ対策 新観光商品開発 食・土産品開発 宿泊対策 交通 情報発信 人材育成 接客対策 イベント推進等の9部会を設置し、課題の整理、具体的な対応策を検討し、市の各セクションにおいて、これらの実現に向けて推進していく。

(2) 情報発信体制の整備

・(財)対馬国際交流協会釜山事務所の活用

韓国への情報発信基地としての役割と、積極的な観光客の誘致及び情報の収集を行うなどの戦略的な活用を図る。

・フィールドガイド本の作成（歴史、文化、自然、郷土料理等）

歴史、文化、自然等の体験観光紹介本を作成し、観光客の誘致を進めているが、内容を更に充実し、あわせてNPOなどとの連携を進めて国内外への情報の発信を強化していく。

・日韓交流イベントの推進

対馬アリラン祭り、ちんぐ音楽祭、国境マラソン等日韓交流をメインとした誘客イベントの充実、国内外に情報発信する。

・しまのブランドの確立

観光客の誘致、しまブランドの確立及び流通の確保の意味から、アンテナショップの設置等についても検討をすすめる。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 0 4 0 0 5 地域再生マネージャー制度の導入等

2 当該支援措置を受けようとする者

対馬市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成16年3月1日の対馬市誕生を機に、対馬交流人口拡大事業の推進を確認したところであるが、この事業の柱として 受け入れ体制の整備 新観光商品の開発 宿泊機能の充実 人材の育成 交通アクセスの整備 情報の発信 の6項目を掲げて、これらの各々の現状を認識し、問題点を把握し、個別具体の対応策を導きだすことにしているところである。

このことについては、過去においてもそれぞれ各6町で対応をしてきたが、合併新市においては6町を横断的にネットワーク化し、新たな観光施設、観光ルートの整備を進め、体験型観光メニュー（グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム）を創設することが急務であると考えている。

「しま交流人口拡大特区」認定に合わせて、「対馬交流特区推進本部」を設置して、官民（NPOを含む）一体となって協議を進めてきた中で、メニュー開発や、今後必要となるコーディネーターの育成などの仕掛け作りを行うとともに、対外的な情報発信を行う必要から、ノウハウを有した地域再生マネージャーを招致して、地場産品の掘り起こしや、製品流通ルートの開発、アンテナショップの設置を視野に入れた検討を進めていくことは、都市と農山漁村の共生・対流を助長し、対馬が交流特区としての位置づけが確立出来るものと考え

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 0 5 0 0 1 学校の夏期休業等活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与

2 当該支援措置を受けようとする者

対馬市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成16年度中に改正される「学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与」に関する告示の内容に従い、島内の小中学校生徒の休暇期間中に韓国等の大学生を外国語講師として招致し、国際文化交流に係る講義を実施することを検討する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230007 案内標識に関するガイドラインの策定

2 当該支援措置を受けようとする者

対馬市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

道路、河川、公園、交通機関、観光施設等に設置されている観光案内標識等を、景観に配慮した形で統一的に整備することで、外国人旅行者等の利便性の向上を図り、観光客の誘致のさらなる進展を目指す。

その際、平成16年度中にとりまとめられる「観光活性化標識ガイドライン」に基づき、外国人にもわかりやすく景観に配慮した案内標識の整備を行うこととする。